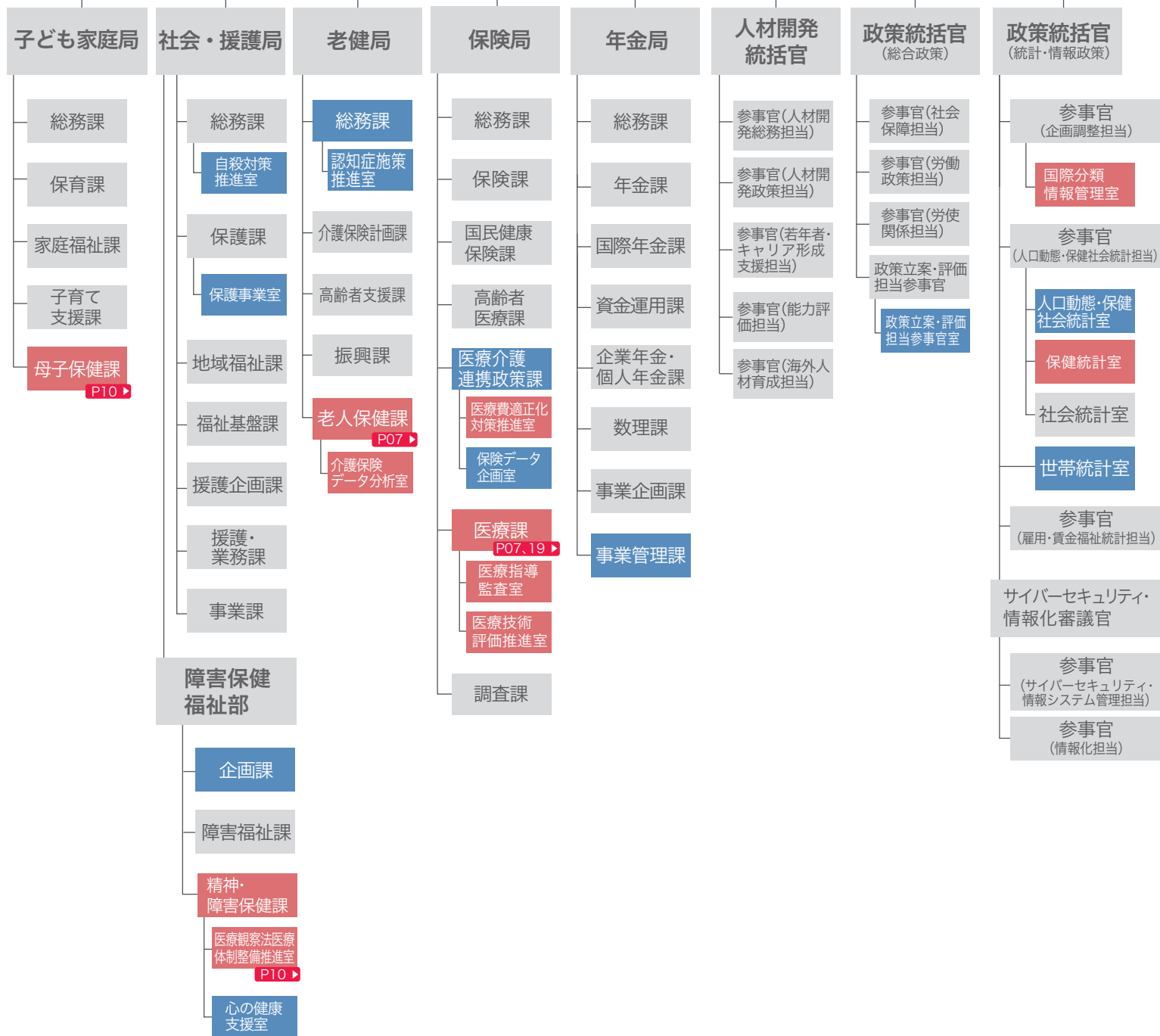


# 本省



医系技官が局長・部長・課長・室長である部局  
 医系技官が課長補佐以下の職にある部局  
 (令和3年1月1日現在)

この図は厚生労働省の組織を医系技官が所属する部局・課室を中心に模式的に表したものであり、必ずしも厚生労働省組織令・組織規則を正確に反映するものではありません。